

一般社団法人山形県臨床検査技師会役員推薦規程

平成5年4月1日制定

- 第1章 総 則 (第1条)
- 第2章 委員会組織 (第2条～第3条)
- 第3章 委員会 (第4条)
- 第4章 役員 の 推 薦 (第5条～第10条)
- 第5章 補則および附則 (第11条～第12条)
- 別表1 役員推薦委員定数
- 別表2 役員候補者定数

第1章 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）定款第22条および組織運営規程第3条による役員を選任に関し必要な事項を定める。

第2章 委員会組織

第2条 組織運営規程第12条に定める役員推薦委員会の組織は、別表1のごとく地区で選出し、総会の承認を得る。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、役員 の 推 薦 に関する業務を統轄する。

第3条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

2 委員の欠員が生じた場合には、前任者の地区より選出し、理事会の承認を得る。補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の辞任または任期の満了した場合でも、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第3章 委員会

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、4名以上の委員の出席がなければ開催できない。

3 委員の代理は認めない。

4 2名以上の委員から委員会の開催請求があった場合には、委員長は委員会を開催しなければならない。

5 委員は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

6 委員が役員に推薦されるときには、委員を辞任しなければならない。

第4章 役員 の 推 薦

(推薦の手続き)

第5条 役員推薦委員会は、役員改選期にあたる総会の20日前までに正会員の中から、役員候補者を本人の承諾を得て推薦する。

第6条 役員推薦委員会は、会長候補者を選出し推薦する。

2 副会長、理事、監事については、各地区が協議した役員候補者名簿の提出を受け推薦する。

3 役員候補者の地区配分は、別表2とする。

(候補者の総会提案)

第7条 役員推薦委員長は、役員候補者の氏名、勤務先（ない場合は住所）および必要事項を選出経過とともに総会に提案しなければならない。

2 総会に提案する候補者数は、定款第22条を超えないものとする。

(役員を選任)

第8条 定款第22条に定める役員は、役員推薦委員会が提案した候補者について総会で選任する。

(役員の下員補充)

第9条 役員に欠員が生じて後任者の選出を行う場合は、第5条、第6条第8項の規程にかかわらず次の定めるところによる。

第10条 会長については、役員推薦委員会の推薦にもとづき理事会で承認する。

2 副会長、理事、監事については欠員を生じた地区で選考し、役員推薦委員会の推薦により理事会で承認する。

第5章 補則および附則

(補 則)

第11条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附 則)

第12条 この規程は平成5年4月1日より施行する。

2 この規定は、平成18年3月11日に一部改定する。

3 この規定は、平成18年4月1日より施行する。

4 この規定は、平成25年3月13日に一部改定する。

5 この規定は、平成25年4月1日より施行する。

別表1 (2条) 役員推薦委員定数	
村山支部	3名
庄内最上支部	1名
置賜支部	1名

別表2 (6条) 会長、副会長を除く役員候補者定数	
村山支部	9名
庄内最上支部	4名
置賜支部	4名